

宗教法人等の運営に係る調査委託事業実施要項

平成27年7月29日

令和4年5月9日改正

文化庁次長決定

1. 趣旨

我が国では、近年において大きな社会情勢の変化が見られ、内外の宗教団体の状況も多様化している。そのため所轄庁では、対応に苦慮する事案も多く、認証事務の遂行に大きな支障が生じている。円滑な認証事務を行うため、各種情報を収集して、基礎資料の作成を目的とする。

2. 委託業務の内容

- ・宗教法人等に関する活動等に関する調査業務
- ・宗教法人等に関する内部規則等に関する調査業務
- ・宗教法人等に関する財務状況等に関する調査業務
- ・宗教法人等に関する規則等に関する調査業務
- ・その他認証事務を遂行する上で参考とすべき事項の調査業務

3. 業務の委託先

委託先は、下記①から④までの要件をすべて満たす法人または団体（以下「団体等」という。）とする。

- ① 定款・寄付行為またはこれらに類する規約を有すること
- ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③ 自ら経理し、監査するなどの会計組織を有すること
- ④ 団体組織の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から契約期間満了日までとする。

5. 委託手続き

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は上記により提出された業務計画書の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等に対し業務を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（賃金、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、団体等が本契約の定めに違反したり、委託業務の困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

7. 業務完了の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除した時を含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から30日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記7により委託業務完了報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9. その他

- (1) 文化庁は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施にあたり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要項に定める。